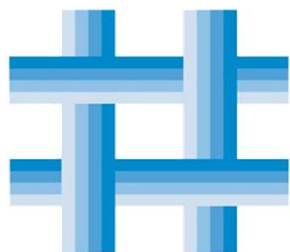


い し けっ てい し えん すいしん
意思決定支援の推進について

い
ともに生きる



い しゃかい
ともに生きる社会
けんじょう
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

Kanagawa Prefectural Government

れいわ ねん がつ か
令和5年6月2日

ふくし こ きょうきよくせいすいしん ほんぶ しつ
福祉子どもみらい局共生推進本部室

ほんしりょう じょうれい ほんねん がつせこう かながわけんとうじしゃ め せん しょうがいふくしすいしんじょうれい い しゃかい めざし しめ
※本資料において、「条例」は本年4月施行の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を示します

条例における意思決定支援の位置づけ

じょうれい きてい せきむ
【条例で規定された責務】

けん
県

い し けつてい し えん すいしん かん ひつよう じょうほう ていきょう そうだん およ じよげんとう
→ 意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備する

しょうがいふくし ていきょうじぎょうしゃ たい い し けつてい し えん かん けんしゅう おこな
→ 障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行う

しょうがいふくし ていきょうじぎょうしゃ
障害福祉サービス提供事業者

い し けつてい し えん じっし つと
→ 意思決定支援の実施に努めなければならない

しょうがいふくし ていきょうじぎょうしゃ しょうがいしゃ かぞく た かんけいしゃ
障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者

しせつ にゅうしょ た しょうがいしゃ ふくし りよう さい
→ 施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない

しょうがいしゃ い し けつてい し えん う きぼう ばあい きぼう
→ 障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない

じょうれい しょうがいふくし ていきょうじぎょうしゃ じょうれいだい じょうだい こう
※ 条例における「障害福祉サービス提供事業者」…条例第2条第4項
Kanagawa Prefectural Government



<参考>意思決定支援を全県に広げる取組(令和4年度)

【取組状況】

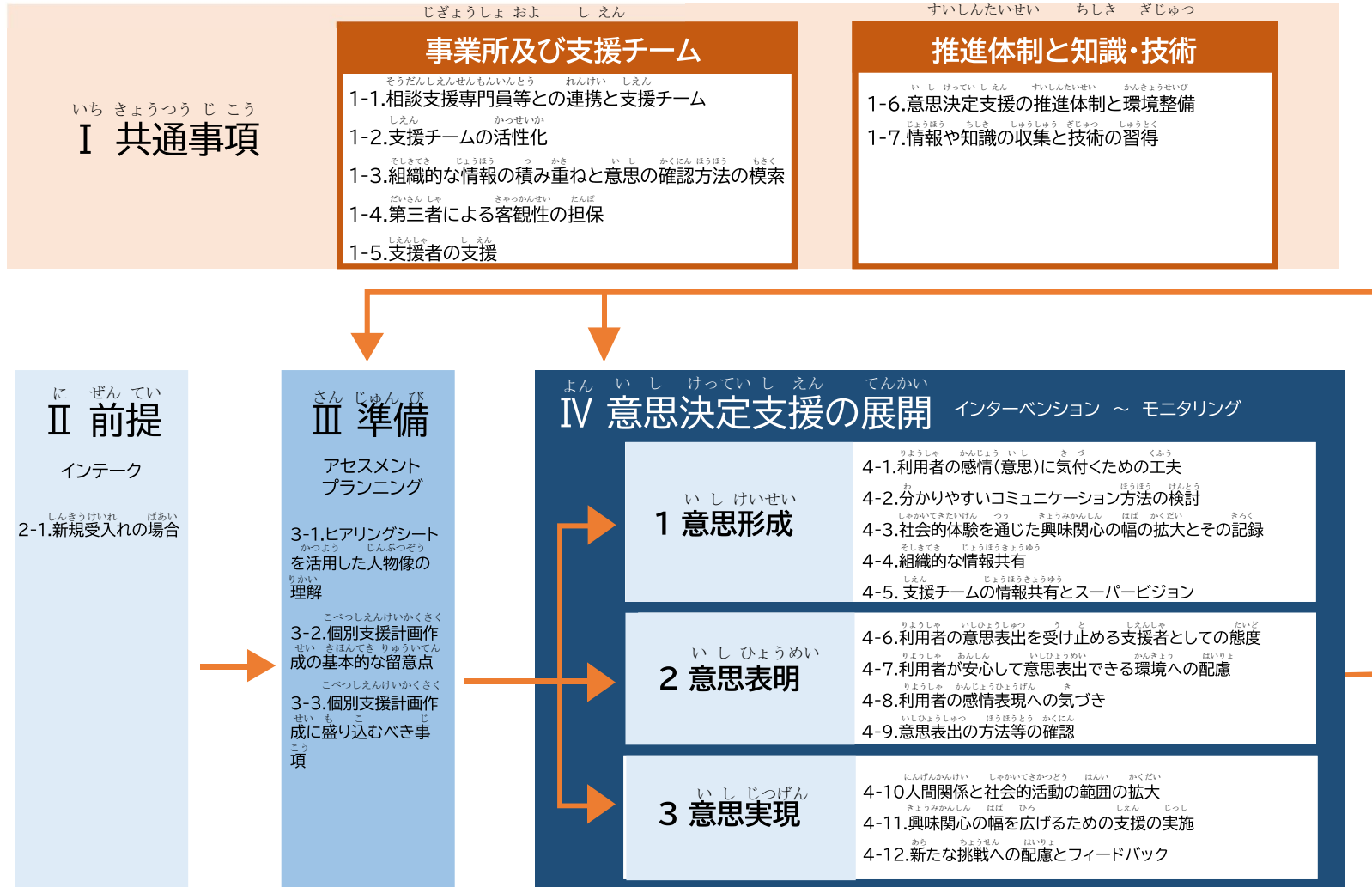
- 県版ガイドライン(試行版)を作成、県所管8か所の民間障害者支援施設で試行
- 県内施設、当事者団体、市町村へ直接出向いて、県版ガイドライン(試行版)について意見交換を実施
- モデル施設での試行結果、関係者の意見などを反映し、障害者支援施設向け県版ガイドラインを完成
 - ※ 各施設の良い取組を取り入れて、毎年ブラッシュアップ
 - ※ 国のガイドラインを補完し、施設での実際の行動や姿勢、考え方を記載
 - ※ 立場ごとに作成(管理者編、サービス管理責任者編、生活支援員編)
- 施設職員、相談支援専門員などを対象にした研修を実施

県版ガイドライン(試行版)に対する県内障害者支援施設の主な意見

- 内容は理解できる。納得できる。
- これくらいの分量ならいい。
- こうしたガイドライン、指針があると職員間で共有でき、分かりやすい。
- 自分たちがやっていることを評価することができる。
- 文章が多い。
- 福祉経験の少ない職員だと内容が伝わるか疑問。これらの職員にもわかりやすくしてほしい。

県版ガイドラインの全体構成

Ver 4.0



けん ばん 県版ガイドラインと7つのポイント

ぜんてい 【前提】

- 施設ごとに地域の実情が異なることや、利用者の障がい特性や個性によって、意思決定支援の方法は様々となる。

【7つのポイント】

- 県版ガイドラインを使って、次のポイントを踏まえた意思決定支援を障害者支援施設が実践できるよう、県は普及させていく。

7つのポイント

- 本人中心に支援をすること(支援者目線ではない)
- 本人を知ること、理解すること
- 本人が安心して意思を表明できる環境(ソフト面、ハード面)を整えること
- 本人を中心としたチームで検討(模索)し続けること
- 第三者の視点を導入すること(客観性の担保)
- 人間関係や社会関係を外へと広げる方向で支援すること(施設内で完結しない)
- 施設全体で取り組むこと

意思決定支援を全県に広げる取組(令和5年度)

県

1 県版ガイドラインの普及

・具体的な支援方法の周知、意思決定支援の理解促進

2 意思決定支援専門アドバイザーの派遣

・客観性や専門性の担保

3 研修(国・県版ガイドライン研修、サビ管・相談支援従事者専門コース別研修等)

・担い手の養成 ※障害福祉サービス提供事業者も対象

4 事例検討会

・施設間での取組の共有、取組の相談機会の提供

5 実践研修事業費補助

・支援方法の習得の促進

6 その他

・施設利用者と地域住民等との交流の促進

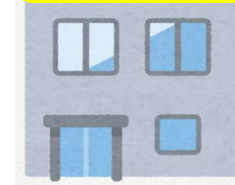
7 推進対象の拡大の検討／推進体制の検討

けんない しょうがいしゃしえんしせつ

県内の障害者支援施設
(政令・中核市所管含む)

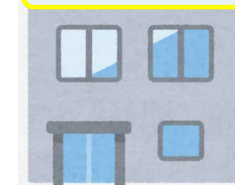
しせつ

施設



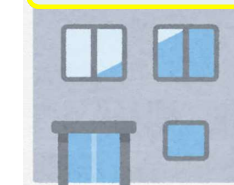
しせつ

施設



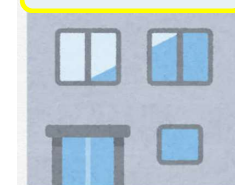
しせつ

施設



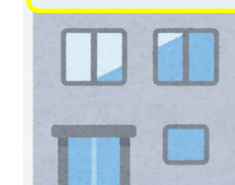
しせつ

施設



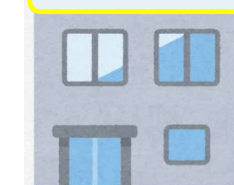
しせつ

施設



しせつ

施設



しせつ
施設の
とりくみ
取組を
あとお
後押し